

温泉熱の有効活用に関する 支援策について

新・湯治

2025年4月

環境省自然環境局温泉地保護利用
推進室

背景

- 温泉** .. 国民共有の資源であり、温泉地の核となり、将来世代へ引き継ぐもの
日本は温泉や温泉地が持つチカラを十分に活用していないのではないか

古くからの
温泉地に長期滞在し、
入浴して病気を治療する「湯治」

団体旅行としての温泉地の発展
療養や保養の場としての衰退

- ストレス社会、高齢化社会であり、ワークライフバランスが求められる現代において、社会全体として、リフレッシュや健康長寿のための場づくり、仕組みづくりが重要
- 官民一体となって地方創生、観光立国（インバウンド対策）を推進

新・湯治
とは

エビデンスも重視！

温泉地の役割を見直し、「新・湯治」を提案

- 温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
- 年代、国籍を問わず楽しめる
- 長期滞在を行うことが効果的

「新・湯治推進プラン」の内容

新・湯治

新・湯治推進プラン

… 「新・湯治」を提供する場としての新しい温泉地のあり方、環境省や関係機関に求めることをまとめたもの

楽しく、元気になるプログラムの提供

- 泉質、地域資源を活かしたプログラムの提供
- 多様な温泉地間の連携による情報発信等
- 年代、国籍を問わず、長期滞在しやすい宿泊プランづくり

温泉地の環境づくり

- 外湯めぐりの充実といった「にぎわいの創出」
- 周辺の自然環境等の地域資源を一体的に評価し、持続的な利用
- 温泉地を拠点とした広域周遊、国立公園満喫プロジェクトとの連携

「新・湯治」の効果の把握と普及、全国展開

- 温泉地全体の療養効果等を科学的に把握し、その結果の情報発信
- 統一フォーマットの提示により、全国的なデータの蓄積、評価、公開
- ストレス社会、健康長寿社会においての重要性を踏まえた準備

推進体制の構築等

- 地域会社設立や観光組織（DMO等）の活用による体制づくり、財源確保
- 地域外の民間企業等との連携
- 関係省庁の連携

国民保養温泉地が
中核的・先進的な役割

1 「チーム新・湯治」の活動を展開します。	「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等を「チーム新・湯治」として緩やかにネットワークでつなぎ、互いに情報・意見交換するとともに、温泉地と企業等のマッチングを促進します。
2 全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクトを実施します。	温泉地で過ごすことのリフレッシュ効果等を把握する調査を全国で実施し、結果を温泉地のPR等に活用します。
3 温泉熱の有効活用を進めます。	温泉熱の有効活用は、温暖化対策や地域経済の安定に重要ですが、活用が進んでいるとは言えません。ガイドラインなどのツールを作成して普及を図るとともに、補助事業の効果的な運用を行います。
4 国民保養温泉地の活用方法を検討します。	国民保養温泉地は、国民の保養・休養の場として環境省が指定している温泉地であり、「新・湯治推進プラン」の中核的な役割を担うことが求められます。国民保養温泉地の社会的な意義の改めて見直し、その向上に努めます。
5 インバウンド対策を推進します。	外国人旅行者のニーズが多様化する中で、温泉地への旅行者も増加傾向にあります。「チーム新・湯治」において、インバウンドをテーマとしたセミナーを開催するなどにより情報提供などを行います。

温泉熱有効活用に関する 支援策

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和7年度予算(案) 3,450百万円(新規)】

【令和6年度補正予算額 7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージバリエティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージバリエティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージバリエティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

* (1) (2) (3) (4) の該当メニューにおいて、EV・PHV(外部給電可能なものに限り)を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージバリエティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門の脱炭素化に向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

- 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）
地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。
- 地域における脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）
熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ④⑤⑥ 令和6年度～令和11年度

○「温泉熱利用・発電設備の導入」
○「温泉供給設備の高効率化改修」
を検討されている方向け

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) ④再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業

概要

- 事業の概要
 - ・本補助事業は、「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行うことを目的とする事業です。
- 補助金に応募できる者
 - ・民間企業・個人事業主・地方公共団体等
- 補助金の交付額（地熱・温泉熱に絞って記載）
 - ＜熱利用設備（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）＞
設備導入事業 補助率 2 分の 1（上限は各年度1億円）
 - ＜発電設備＞
設備導入事業 補助率 3 分の 1（上限は1億円）※2か年で実施する場合は2か年の合計金額の上限額
- 補助事業期間
 - 2 か年以内（交付申請等は年度ごと）
- 補助対象設備（地熱・温泉熱に絞って記載）
 - ・温泉熱利用設備（温泉付随ガス含む）
 - ・「自家消費型」の地熱・温泉熱発電設備（バイナリー発電やガスコージェネ発電）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) ④再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業

対象事業の要件のイメージ

(温泉熱利用設備、地熱・温泉熱発電設備関係)

熱利用設備 (温泉熱の有効活用のための設備改修含む)

- CO2削減コスト (円/tCO2) の要件
- ・以下の基準を下回るものであること。

熱源種	CO2削減コスト〔千円/tCO2〕
温泉熱 (温泉付随ガス含む)	240
温泉供給設備更新時の省エネ設備等	57

発電設備

- 「自家消費型」の要件
- ・当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の30%以上を自家消費すること。
又は、発電電力量の30%以上について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。
- 本補助金を受けることによる導入費用 (資本費) の要件
- ・以下の基準を下回るものであること。

電源種	資本費基準〔千円/kW〕
地熱 (温泉熱)	15,000kW 未満 1,670
	15,000kW 以上 補助対象外

※温泉付随可燃性天然ガスコージェネレーション設備は資本費の基準を設けない。

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) ④再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業

対象事業の審査項目

(温泉熱利用設備、地熱・温泉熱発電設備関係)

【必須項目】

● 熱利用設備（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）・発電設備で共通

- ✓ 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- ✓ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

【加点項目】

● 熱利用設備（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）・発電設備で共通

- ✓ 事業による直接的なCO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。
- ✓ 利用する熱源の調達や確保等、ライフサイクルアセスメントの観点からCO2排出が低いと見込めること。
木質バイオマスにおいては、国産バイオマスであること。
- ✓ 以下のいずれかに該当しているか。
 - ・ 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にて定めた市町村の促進区域内で実施する事業である。
 - ・ 温泉法に基づき環境大臣が定める国民保養温泉地内に設備を導入する。
 - ・ RE100／再エネ100宣言RE Actionへ参加、Science Based Targetsの認定を取得、又はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）への賛同表明をしている。
 - ・ 環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
 - ・ 温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしている。
 - ・ デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

● 発電設備のみ

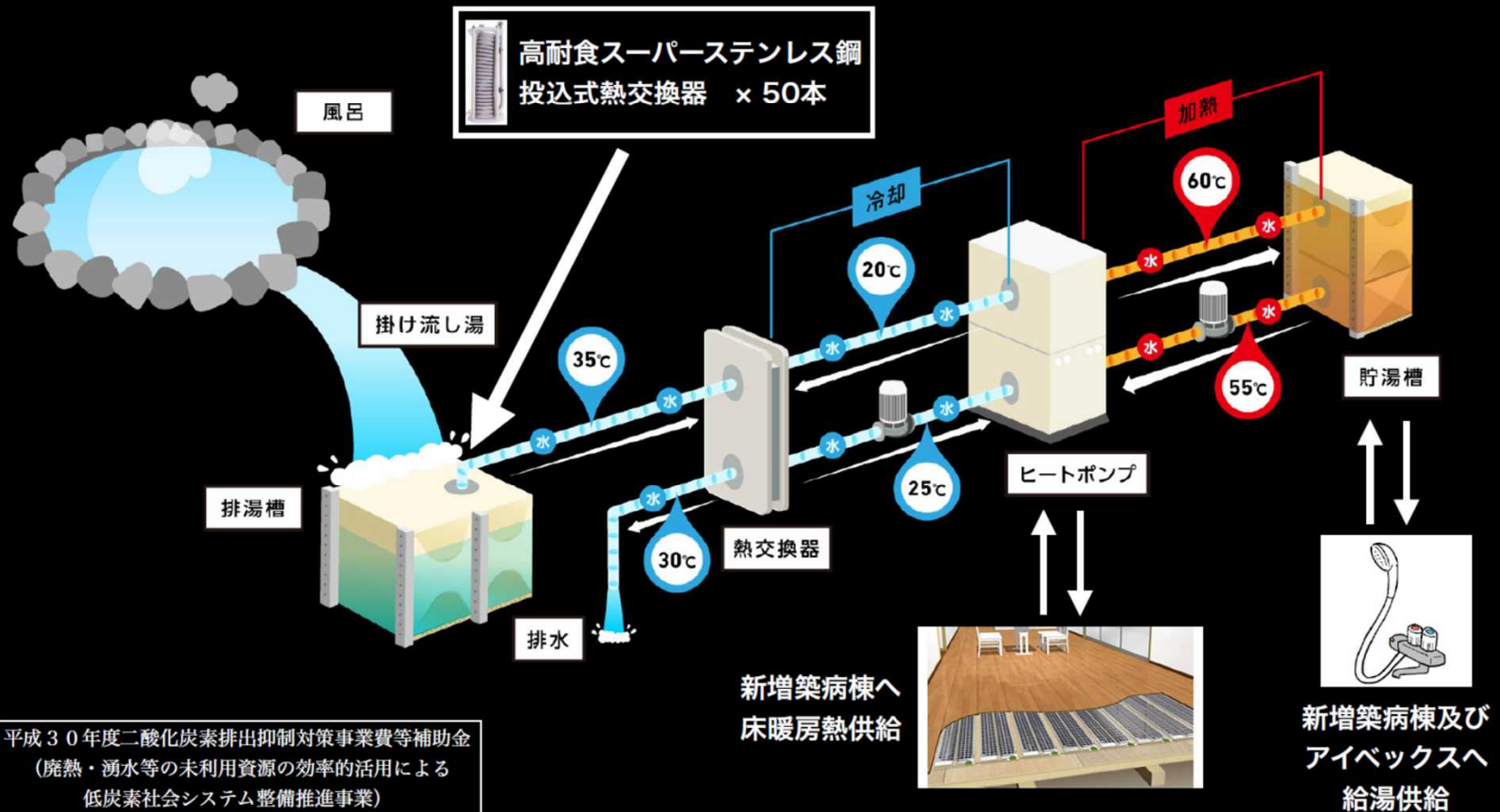
- ✓ 災害時に蓄電池などを活用して発電電力が活用できるようになっているか。
- ✓ 再生可能エネルギーの自家消費比率が大きい。

活用事例、お問い合わせ先



再生可能エネルギー（温泉排湯熱）利用システム

温泉の排湯熱利用のヒートポンプの仕組み



平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による
低炭素社会システム整備推進事業)
環境省補助金 補助率 1/2

温泉熱の有効活用のための設備改修 -改修例 1-

- 貯湯槽や配管については、保温改修を行い、断熱性を高めることができます。
- 利用施設においてボイラーなどで加温している場合は、断熱性を高めることにより、燃料使用量が削減され、CO₂削減につながります。

写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

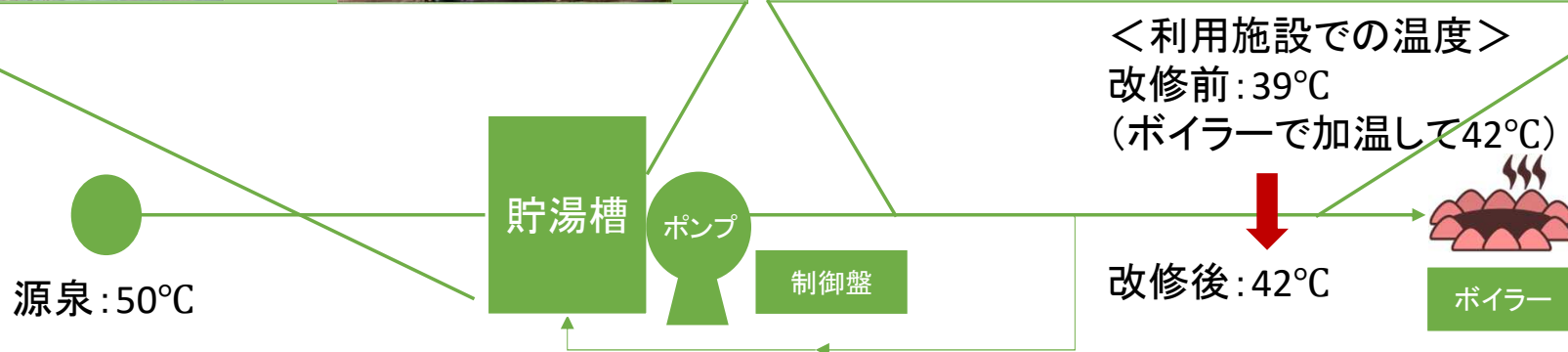
○貯湯槽

保温改修を行い断熱性を高めます。



○配管

断熱性の高い保温管へ更新します。

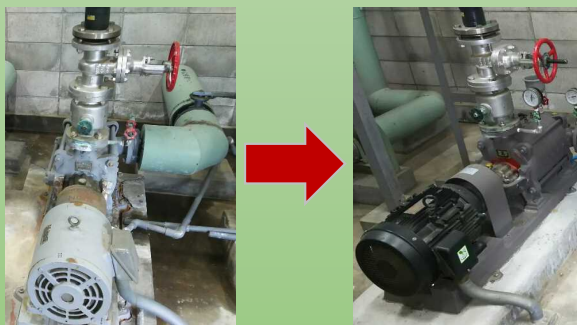


温泉熱の有効活用のための設備改修 -改修例 2-

- ポンプ、自動制御装置については、省エネ型の設備に更新したり、インバーターを追加して制御方式を変更したりすることで、省エネ効果を高め、電気の使用量が削減されることでCO₂削減につながります。

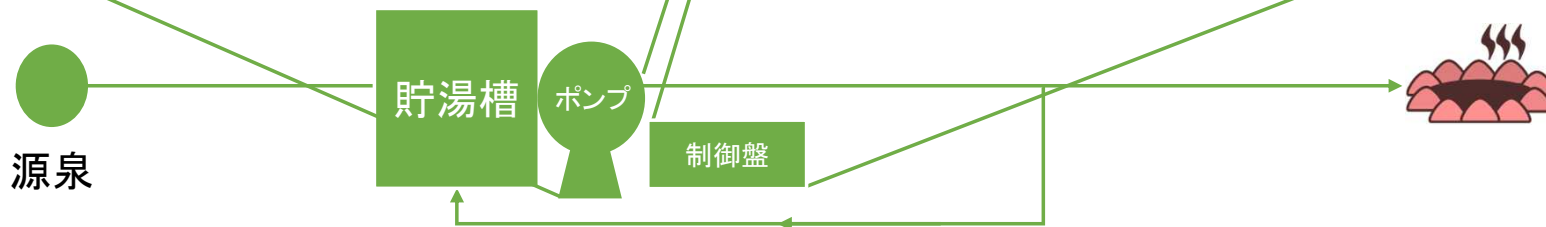
○ポンプ

最新の省エネ型ポンプを導入し、電気使用量の削減を行います。



○制御盤

インバーターを追加して制御方式を変更することで省エネ化を行います。



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型

1. 事業目的

- ・ 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

- ④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)
地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備導入支援等を行う。
- ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)
熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)
設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤ 間接補助事業 (計画策定：3/4 (上限1,000万円)、設備等導入：1/3、1/2、2/3)
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ④⑤⑥ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



※④コスト要件

(熱利用)：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。
(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

○計画策定事業

- ・ 対象事業：熱利用設備等の導入に関する基本企画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業が対象
- ・ 補助率：3/4
- ・ 補助上限額：上限は1,000万円
- ・ 補助事業期間：単年度
- ・ 対象者：民間事業者

○設備導入事業

【熱分野モデル事業】

- ・ 対象事業：熱利用設備等に加え、自営線や熱導管等を活用し、電力や熱を面的利用 (複数施設で利用) し効率的に共有することにより、CO2排出量を削減する事業が対象
- ・ 補助率：2/3
- ・ 補助上限額：各年度3億円
- ・ 補助事業期間：3か年以内
- ・ 対象者：民間事業者

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

温泉熱の有効活用のための設備導入 -計画策定例-

事業概要

- ・ 補助対象設備の導入に係る事業化計画策定事業。
- ・ 基本計画調査、効率的な施工方法等検討（※）、省エネ効果算定、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行います。

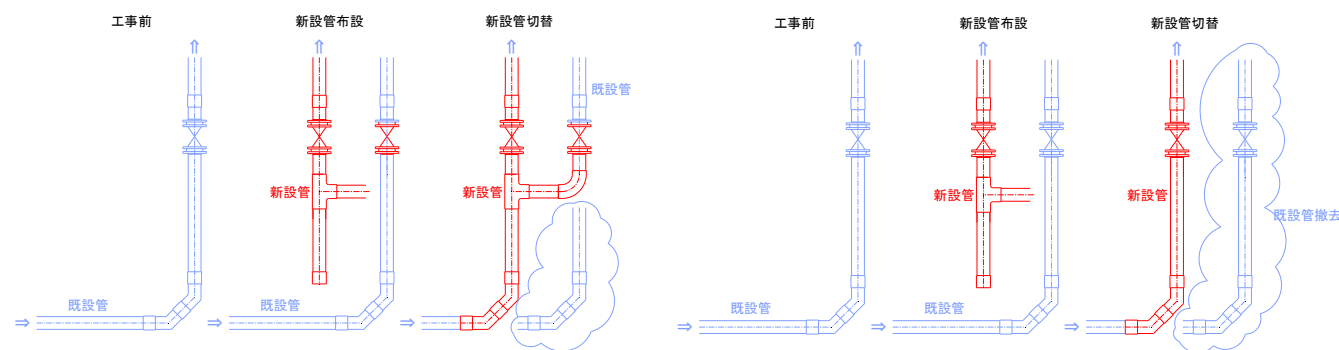
（※）導入する設備の検討に加え、基本的に温泉利用施設は営業中なので、温泉供給になるべく影響を与えない形での施工方法の検討や、導入から長い年月が経過している場合も想定されることから、効率的な配管ルート of 検討等を含む。

補助率

- ・ 3 / 4 補助
（上限額1,000万円）

・ 既設管利用可能更新

・ 既設管利用不能更新



検討イメージ

補助金に係るお問い合わせについて

2025年度公募情報

- 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

一般社団法人 環境技術普及促進協会

電 話 番 号 06-6353-2303、2304

ホームページ <http://www.eta.or.jp/>

- 温泉地保護利用推進室の連絡先



環境省
Ministry of the Environment

温泉地保護利用推進室

T E L : 03-3581-3351 (代表)

MAIL : ONSEN@env.go.jp